

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年11月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田舟入ショッピングセンター
所在地 新発田市舟入町3丁目651 外
設置者 株式会社ウオロク 他2者

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者

(変更前) 協同組合新発田商業開発 代表理事 萩野 秀介
(変更後) 協同組合新発田商業開発 代表理事 島津 延明

3 変更年月日

平成27年6月23日

4 変更の理由

設置者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和元年9月26日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和元年11月1日から令和2年3月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

E メ ー ル ngt050020@pref.niigata.lg.jp